



iDeCoをはじめようと思う人へ

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

老後の所得確保として(老後 2000 万円問題への対策)

2019 年 6 月に出された金融庁の金融審議会による市場ワーキング・グループが公表した「高齢社会における資産形成・管理」という報告書で、高齢夫婦の無職世帯の毎月の赤字額は約 5.5 万円なので、20 年で約 1300 万円、30 年で約 2000 万円を自身が保有する金融資産から補填しなくてはならないと発表されました。

金額の根拠としては、夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上で夫婦のみで暮らす無職家庭の収支について、ひと月の収入が 20 万 9198 円なのに対して支出が 26 万 3717 円で、毎月 5 万 4519 円が不足することになるので 1 年で 66 万円不足(5.5 万円×12 月) 20 年で 1320 万円不足(66 万×20 年) 30 年で 1980 万円不足(66 万×30 年) すると考えられます。

この老後に 2,000 万円程度の資金が不足する可能性があるという問題が老後 2000 万円問題になります。この問題への備えの一つとして確定拠出年金の活用が考えられます。

確定拠出年金とは

確定拠出年金とは、「公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金」の一つで、公的年金と組み合わせることで老後の所得確保の一助となるものです。

確定拠出年金の仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が掛金を拠出して、加入者が自ら運用し掛金とその運用益の合計額をもとに将来の給付額が決定されるものです。

事業主が掛金を拠出する「企業型確定拠出年金(企業型 DC)」と個人で加入する「個人型確定拠出年金(愛称:iDeCo)」があります。今回

説明しているイデコとは個人型確定拠出年金のことになります。

iDeCo 3 つの税制優遇

① 掛金全額が所得控除されます

例えば毎月 1 万円掛金を拠出した場合、税率 20% とすると年間 24,000 円の節税効果となります。

② 運用益が非課税

通常金融商品の運用益には税金(源泉分離課税 20.315% ががかかりますがイデコの運用益は非課税です。

③ 受給時の税制優遇あり

一時金は「退職所得控除」年金は「公的年金等控除」という大きな控除を受けられます。

iDeCo 加入への流れ

【金融機関を選ぶ】

イデコに加入する場合は、取り扱っている金融機関を通して申出する必要があります。

金融機関ごとに取り扱っている運用商品やサービス内容が異なります。よく比較検討して自分に合った金融機関を選びましょう。

金融機関の選択ポイントとして

- ① **手数料の違い**: 開設した口座にかかる毎月の管理手数料は、金融機関によって異なります。
- ② **サポート体制の充実**: 不明点があった時、ホームページなどがわかりやすいか、またコールセンターがつながりやすいか等。
- ③ **運用商品の違い**: 金融機関によって取り扱う運用商品が異なるため自身が選択したい商品があるか等ラインナップを比較検討する。

【iDeCo の掛金額】

イデコの掛金の上限額は、加入者の区分や

職業、企業年金などの加入状況によって異なります。

自営業者や個人事業主(第1号被保険者)は、**月額6.8万円**(年額81.6万円)が上限です。これは、iDeCoの月額掛金と国民年金基金や国民年金付加保険料を合算した金額です。

厚生年金に加入しており、企業型DCやDBなどの他制度に加入していない場合は、**月額23,000円**が上限です。

厚生年金に加入しており、企業型DCや確定給付企業年金、厚生年金基金、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金、公務員の年金払い退職給付(共済)に加入している場合は、企業型DCの事業主掛金額やDB等の掛金相当額によって、拠出限度額が「iDeCoの拠出限度額(上限**2.0万円**) = 5.5万円 - 企業型DCの事業主掛金額 - DB等の掛金相当額」と計算されます。iDeCoの掛金は、**毎月5,000円から始めることができ、1,000円単位で自由に設定できます**。

【運用商品を選ぶ】

イデコで積み立てる資産は、加入者自身の責任に基づいて資産運用を行っていきます。加入者の資産運用の結果で、老後の受給額が増えることもあれば、減ってしまうこともある制度となっております。

イデコの運用商品は、「**元本確保型商品**」と「**元本変動型商品(投資信託)**」の2つに分けることができます。

・元本確保型商品

元本が確保されている運用商品のことで、所定の利息が上乗せされますが、利息額を手数料が上回るケースが多くなっております。代表的な商品に定期預金や保険商品があります。

・元本変動型商品(投資信託)

投資信託とは、投資家から集めたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品です。投資信託の主な種類には、「**国内債券型**」「**外国債券型**」「**国内株式型**」「**外国株式型**」に大きく分けることができます。**リスク(収益の振れ幅)**が大きい順に並べると「**外国株式**」「**国内株式**」「**外国債券**」「**国内債券**」になります。**リターン(収益)**を

大きく求めるとどうしてもリスクが大きくなっていきます。

上記各商品の特徴を理解し加入者自身の**リスク許容度**に合わせて商品の配分を決めることとなります。一般的には若い方は受給年齢まで年数があるためリスクを大きくとるケースが多く、逆に受給年齢が近づいている方はリスクを小さくとるケースが多くなっています。

<https://www.idecokoushiki.jp/learn/practical/03.html>

参考:イデコ公式サイト:年齢とともに変わるリスク許容度と資産配分

【書類を記入し提出する】

取扱い金融機関に問い合わせ手続き書類を請求します。

(全種別共通)

「個人型確定拠出年金加入申出書」

「本人確認書類」

以前は2号被保険者のみ

「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」を必要としていましたが、昨年12月の法改正によって不要となりました。

書類を記入し提出してから手続き完了まで1ヶ月から2ヶ月ほどかかることとなります。

※参考

・個人型確定拠出年金ナビ

(NPO法人確定拠出年金教育協会)

<https://www.dcnenkin.jp/>

・イデコ公式サイト

(国民年金基金連合会)

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

・SBI証券のイデコ資料を希望の方は下記リンクよりお願いします。

https://search.sbisecc.co.jp/v2/popwin/affiliate/openaccountlp/openaccountlp_190402_pc_ideco.html?adpr=af_partner_pc_sbi_ideco&waad=VzkKOia7